

令和 2 年度 第 1 回「いじめ等問題行動防止対策委員会」報告

令和 2 年 11 月 26 日 (木)

令和2年度 第1回「いじめ等問題行動防止対策委員会」

1. 日 時 令和2年8月27日（木） 午後3時から4時20分
2. 場 所 中央公民館 大ホール
3. 出席委員 小清水小学校 可児校長 時田教頭 坂田教諭 佐藤養護教諭
小清水中学校 大崎校長 馬場教頭 大平教諭 木村養護教諭
斜里警察署 小西係長 石田駐在所長
民生児童委員 長町主任児童委員 十河主任児童委員
役場 組野課長（子育て支援課）
教育委員会 中野課長 佐伯指導主事
（事務局） 鼻田係長

小・中学校では、いじめの未然防止及び早期発見、迅速な対処を目的に、本年度第1回「小清水町立小清水小・中学校いじめ等問題行動防止対策委員会」を開催し、教育現場での「いじめ」や「問題行動」の現状について関係機関が持っている情報を交換し、対策について協議した。

小学校からは、1・2年生用、3年生から6年生用それぞれのいじめに関するアンケート調査結果について、いじめの認知はないとの報告があった。

生徒指導事例としては、机に「死ね」等の落書きをされた児童がいたが、学級指導を行うとともに、児童及び保護者と面談を行った。保護者からは自作自演の可能性も考えられるとの見方もあるようだが、いまは本人も落ち着いているとの報告があった。

中学校からは、6月に実施した「いじめに関わるアンケート」の結果について報告があった。「いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか」の問いについて「そう思う」と答えた生徒が、昨年は77.1%だったのに対し、今年は78.8%と増えている。

問題行動として、ネットゲームである「フォートナイト」によるトラブルがあり、ネットを通じてアカウントを譲渡されたが結果として、アカウントを利用され、ナリスマシのトラブルとなった事例が報告された。今回は警察の介入によりゲーム会社の協力もあって解消に至ってるが、警察からは内容によっては中学生でも補導や児童相談所措置につながるようになるとの説明があった。

情報交換の場では、小学生の自転車の乗り方について、国道で危険な横断をしている事例や道路の真ん中を走る危険な事例などが報告され、小学校として、再度乗車指導することとした。

最後に、佐伯指導主事より、どのような場合に「いじめと認知するのか」別紙資料により説明があった。

【いじめの積極的な認知】

令和元年度の集計ではいじめの認知件数は54万件と、極端に増えているが、これは教職員のいじめに関する理解度が深まった結果によるといえる。

【いじめとケンカの違い】

いじめの定義は、「一定の人的関係にある他の児童生徒が、心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。いじめとケンカの判断は紙一重である。

いじめは

- ① いじめるほうが強い立場にいる
- ② いじめられた方ばかり心身が傷つく
- ③ いじめる方が、やめない限り続く

「お互いさま」との判断をするには、程度や背景を調査したうえで認定する必要がある。

【まとめ】

いじめの無い学校づくりを行うための例として、生徒会の取り組みとして、生徒会が主体的に全校生徒と関われる内容の取り組みを展開することで、自己肯定感や自己有用感が養われ、いじめ防止につながるので、これらを念頭に置いて学校づくりをする必要がある。

いじめの積極的な認知は、早期発見の機会が増えることになるので、ふざけ合いやよくあるトラブルであると安易に判断しないよう取り組んでいくことが大切である。

■① いじめの（積極的な）認知

（令和元年資料）

学校種別	暴力行為	いじめ認知	不登校児童生徒	長期欠席者	自殺
小学校	36,536 (8221 増)	425,844 (108,723 増)	164,528 (20,497 増)	84,033 (11,515 増)	5 (-1 増)
中学校	29,320 (618 増)	97,704 (17,280 増)		156,006 (11,484 増)	100 (16 増)
高等学校	7,084 (776 増)	17,709 (2,920 増)	52,723 (3,080 増)	80,752 (439 増)	227 (67 増)
合計	72,940 (9615 増)	543,933 (129,555 増)	217,251 (23,577 増)	320,791 (23,438 増)	332 (82 増)

※（ ）内は前年度よりの増加分

※いじめの積極的な認知により数値は急激に増加した

※他、不登校児童生徒と長期欠席者の数値が非常に高い

※問題行動における小中学校の出席停止は小0件、中7件

今年度の集計ではありません。道で「積極的な認知」が公に言われた平成30年度の全国集計です。（令和元年度のいじめの認知件数は54万件）

どの問題行動も増加傾向にあります。いじめの認知が極端に増えています。これは、言うまでもなく教職員のいじめ理解に繋がった結果といえます。

しかし、学校間や都道府県に大きな較差があり、まだまだ全国的にいじめについての理解度の深さは同じレベルに立っているとはいえません。

そこで、今回は、どのような場合に「いじめと認知するのか」を考えてみたいと思います。学校での生徒指導研修等で共通理解して下さい。

■② いじめとケンカの違い

いじめの定義は、「当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が、心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめは絶対に許さない」「早期対応が大切」と言われている。

一方、けんかについては度を過ぎてはいけませんが、小さな子ども時代を主に、「ささいなケンカは見守りましょう。」「ケンカから社会性を学ぶ」と言われるなど、ある程度容認されている部分もあります。

ではどのように判断すべきか。実は、いじめとケンカの判断は紙一重の時もありますので、その違いを、先に記載した文科省の定義を参考にまとめると、

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ○いじめは、いじめる方が強い立場にいる | 【けんかは対等にやり合う】 |
| ○いじめは、いじめられた方ばかり心身が傷つく | 【けんかはお互いに傷つく】 |
| ○いじめは、いじめる方が止めない限り続く | 【けんかはどちらかが止めれば終わる】 |

（例）調査により「お互い様」であることが分かった。いじめかケンカか？

答：「お互い様」が、互いの児童生徒の口頭だけの回答だったら、再調査。1点目は、その程度を知る必要がある。2点目、背景を知る。その上で、上記観点から「いじめ」、「お互い様」と認定する。※要は、きちんと調査。大丈夫と言っても心身が病んでいるかも！

■③ ドイツやアメリカでは（参考）

ドイツには、いじめに該当する言葉がない。日本のような「いじめ」はない。
アメリカには、「bulling」という単語があり、ある教育区ではいじめの定義もある。
それは日本のものよりも狭くより具体的になっていた。

- 1) 傷つけられているという事実 2) 非対等/不公正な関係 3) 繰り返される行為

以上の3つの条件を満たして「いじめ」とみなされると定義されています。一旦「いじめ」と認識されると教員は、積極的に介入することが求められます。以下のいじめのサイクルのループにある4つの要素を一つ一つ壊していくことが要求されます。

- ① 孤独 ② 人間性の喪失 ③ 無力化 ④ 避けることのできない状況

■④ 調査から得られた情報の処理

一般的に学校では、担任の先生を中心に判断しているのではないだろうか。

児童生徒への調査の仕方もまちまちで、担任によっては大きな違いが生じる。統一されたものがない中での判断は危険だ。

それだけに、どのように聞いて調べるのか、学校としての手法を確立しておくことが重要になる。生徒指導部が中心となって「聴き方」の研修をするとよいでしょう。

若しくは、聞き方の上手な数名の先生が担任の先生からの情報を得て、判断する方法もあります。この時、上手な先生は、担任からの情報不足を指摘でき、担任は再度その部分を確認するといった手法をとります。学校全体の教師の技能向上が図られる。

■⑤ いじめとケンカの違いのまとめ

難しい問題ですね。でも、これまでのことから少しは理解できたのではないかな？

「いじめとケンカの違い」は？ （再掲載）

両方ともに子ども間でトラブルが発生している状態を言いますが、その違いは
・いじめは力関係に差がある ・ケンカは力関係に差はない ということ。
ここでいう「力」とは、相手に与える影響力のことです。
次の例で確認しましょう。

【ケンカ】

- ・人数や立場が同じ ・やったり、やられたりの立場がすぐに入れかわる
- ・両方が傷つく ・腹が立ったり、悲しかったりするが、感情は長く続かない
- ・ケンカをやめるか、続けるかを、両方が決めることができる

【いじめ】

- ・人数や立場が同じでない ・体力・腕力などに差があり、いつもやられる側がきまっている
- ・いじめている方は傷つかないが、いじめられている方は傷つく
- ・腹が立ったり、悲しかったりする感情が長く続く
- ・いじめをやめるかどうかを決めることができるのは、いじめている側だけで、いじめられている側には決定権はない

如何でしょうか？

ケンカは両者の力関係が同じなので、もしトラブルが起こっても、両者ともに傷ついたり腹を立てたりする感情は長く続きません。一方いじめは、両者の力関係に差があるので、被害者にとって大きな心身の苦痛が生じるのです。とはいえ、両者の力関係に差があるかどうかを判断するのは難しいでしょう。

国の基本方針には、いじめかどうかを判断する際の注意点について、次のように示されています。
（次頁へ）

「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」

ケンカのように見えるが、よく調べてみると「いじめ」だった。そんなことも多々あります。けんかを認知した際も組織的に聴き取りを行い、背景にある事情を調べる必要があります。(生徒指導部や聴き取り上手な先生を「いじめ防止対策委員」として位置付け、相談活動の充実やいじめの認知の判断をしていく、校内体制を整えたい) 波線大切！

つまり、いじめとケンカの判断は、

- ・力関係に差がある状態の中で
- ・強い者が弱い者に対し、心理的および身体的な影響を与えていることをいうのです。

【参考資料 1】

上述してきた内容はケンカの視点から捉えたものです。しかし、指導する側の教師が自信を持って指導できるまでの例としては不足しています。そこで、いじめ全体を見通した内容に沿って、その判断の在り方を記載します。かなり長い文章ですが、一読し、自身のスキルアップを図っていただければ幸いです。

○「いじめとは？いじめの定義や種類、判断基準の解説」

いじめといえば、直接暴力を振るったり、悪口を言ったり、無視をしたり、物を隠したりと、さまざまな方法があり、人によってその内容や手口、つらさは異なります。

しかし、どんないじめでも共通しているのは、被害者の心を深く傷つけ、取り返しのつかない事態にも及びかねないということ。

だからこそ、いじめは早期発見し、“小さな悪意”のうちに適切な対応をしなくてははいけません。

そこで、「つらいけど、これっていじめじゃないのかな？」「子どもから相談を受けたけど、本当にいじめなのだろうか？」と悩んでいる人に向けて、いじめの定義・種類・判断基準を紹介します。

○「いじめとは？文部科学省によるいじめの定義」

文科省によると、現在いじめは、以下のように定義されています。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

（引用元：いじめの定義の変遷_文科省）

つまり、

- 1 被害者・加害者の間に一定の人間関係があって
- 2 被害者が苦痛を感じているもの

であれば、いじめだと認定される、ということです。

ちなみに、起こった場所は学校の内外を問わず、例えば通学路や自宅、インターネットで起きたものも、すべて含まれます。

○「文科省によるいじめの定義の変遷」

文科省によるいじめの定義は、時代の変化に伴って、少しずつ替わってきました。

まず、いじめの定義が明確にされたのは、昭和61年度から。この時いじめは、

- 1 自分より弱い者に対して一方的に

- 2 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- 3 相手が深刻な苦情を感じているもので、
- 4 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの

とされてきました。

当時から起こった場所は学校の内外を問わないとされ、心理的な攻撃に対してもいじめだと認識すると定義づけられていましたが、書いてあるように、学校が事実を確認しない限りはいじめだとは判断されませんでした。

これによって、いじめが表面化しにくく、いじめられている児童生徒の訴えが取り下げられてしまうこともありました。

この文言が削除されたのは、平成6年度のことです。

当時のいじめの定義は、昭和61年度からの定義と大筋は同じでしたが、大きな変化として、以下の2つがありました。

- 1 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」が削除。
- 2 「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」が追加。

いじめかどうかの判断を、学校主体で行っていたものから、あくまでいじめを受けている子どもに寄り添って判断するように変化しました。

しかし、例えばいじめられていた子どもが「やり返したり」、「単発的な攻撃だけだったり」、いじめられている子どもが「こんなことでつらいといたら甘えだ……!」と考えたりすると、いじめだと判断されない、という可能性が残されていました。

そこで、平成18年度より、いじめの定義から「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除され、以下のような定義になりました。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

（引用元：いじめの定義の変遷_文科省）

その後、平成25年度からは、上述したように、インターネットも含むことや、一定の人間関係の注釈などが加えられた。

また、現在は、「いじめ」が犯罪行為にも発展し得る（あるいは犯罪行為として扱われるべき）と認められ、警察に相談したり、被害を受けた児童生徒の意向を配慮したりすることの重要性も明文化されています。

○「いじめの定義が変わったのは「いじめ防止対策推進法」が施行されたから」

平成25年度にいじめの定義が変わったのは、「いじめ防止対策推進法」が施行されたためです。

これは、いじめを防止するための基本方針や、国・地方公共団体、学校、保護者などの責務が定められたもので、いじめの早期発見の重要性や、インターネット上でのいじめに関しても言及されています。

現在、いじめはいじめられた児童生徒の意思・意向を尊重することがたいへん重要視されており、学校の内外を問わず、人間関係のあるすべての人を対象としています。

いじめが被害を受けた児童生徒の権利を侵害し、人格の形成や身体・生命に危険を及ぼす可能性があることが少しずつ認識されてきました。

いじめへの対処や姿勢はまだまだ地域・学校などによって異なりますが、こういった法整備などによって、少しでもいじめられた子どもの苦しみが減っていくことを期待します。

（参考元：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号_文部科学省）

○「いじめの種類」

インターネットやSNSの普及など、次代・社会・生活スタイルの変化によって、いじめの形も変わ

ってきています。一部ですが、いじめの種類を紹介します。

1 暴力・肉体的ないじめ

殴る・蹴るなど、暴力を伴うもの、直接身体に害を及ぼすものを指します。

他にも、わざとぶつかったり、ものを使って叩いたりするなどの行為があり、傷が残らないように加減して行う場合もあります。

2 性的ないじめ

身体的特徴に関する悪口を言うほか、服を脱がせたり、写真を撮ったり、性的接触をしたりします。異性間だけでなく、同性間でもあるのですが、同性同士の場合は、単なるいたずら・悪ふざけとして処理されやすく、対応が遅れる・甘くなる危険性が高くなります。

また、屈辱的な行為も多いため、そもそもその行為を受けたことをバラされたくない、他人に言いたくないと考えて、被害者が被害を告白できない・しにくいことも問題視されています。

3 集団で無視する

直接危害を加えている訳ではないため、いじめが証明しにくい・解決しにくいのが特徴です。

集団で無視して、「ない者」として扱うことで、本人の心を徐々に蝕んでいきます。

集団が一人に向けて行うことが多く、「次は自分がいじめられるかも」という恐怖から傍観してしまう人たちもいじめに加担することになってしまいます。

4 悪口陰口・言葉によるいじめ

本人の聞こえない場で言う場合と、わざと本人に聞こえるように言う場合とがあります。

内容はさまざまですが、どんなものにせよ、誹謗中傷は決して許されません。

5 物を隠すなど、物質的ないじめ

物を隠す、落書きなどをして使えないようにする、取り上げる、壊すなど。

物を買直すことによる経済的な負担など、二次的被害も生まれやすいのが特徴です。

6 物事の強要

パシリにすることなどがこれに当たります。

悪質なものと、万引きなどの犯罪行為を強要したり、親の金を盗んで来させたり、別の誰かへのいじめ・加害を強制したりします。被害者が問題児として扱われるケースもあります。

7 SNS・ネットいじめ

インターネット上の掲示板やSNSなどでもいじめが行われることがあります。

悪口を書き込まれたり、個人情報や晒されたり、一人だけ除外されたグループが作られたり。

関係者を特定しにくく、また加害者を断定したとしても再発しやすいため、根本的な解決には長い時間がかかります。

8 勉強や行動の妨害

グループワークを一人で押し付ける、体育実習でわざとミスをするように仕向ける、といったように、行動を妨害することでいじめる場合もあります。

いじめを訴えても「愛情の裏返しだよ」などと判断されることがあり、なかなかいじめが顕在化しにくいものとなります。

9 間違った情報を与える

わざと間違った情報を与えることで、相手のミスを誘発します。

「記憶違い」などと言い訳することも多く、こちらもいじめが顕在化しにくいものとなります。

10 いじめを捏造する

いじめ加害者が「いじめを受けました」と訴え、いじめを捏造するケースもあります。

本当の被害者がいくら撤回しようとしても、「言い逃れしようとしている」と認識されがちです。

だからこそ、いじめの告白があった際には、被害者に寄り添いつつも、慎重に事実確認する必要があります。

11 笑いものにする、バカにする

失敗を執拗に笑ったり、囃し立てたりして、相手を笑いものにするのもいじめに該当します。

実際にしたミスや欠点を取り上げることが多いため、被害者がいじめを訴えにくい、自分に責任があると考えてしまうケースも多く存在します。

○「これっていじめ？ いじめの判断基準」

上述したように、いじめというのは実に多様です。

暴力などといったように、犯罪行為とも言えるような行為もありますが、中にはいじめだと判断しにくい、悪ふざけ・いたずら・ただの喧嘩などと捉えられてしまうものもあります。

いじめと認識されるかどうかは、下記の5つの基準から判断できます。

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------------------|
| 1 | 反復性 | ： 相手が嫌がることを複数回行う |
| 2 | 同一集団内 | ： その行為が常に特定の集団内で起こっている |
| 3 | 立場の不对等 | ： 行為者が優位な立場にある、片方が一方的に ^{おとし} 貶められている |
| 4 | 故意性 | ： 嫌がっていることを理解した上で行っている |
| 5 | 傍観者の有無 | ： 1対1ではなく、周りに傍観者がいる |

【参考資料2】

○「いじめが与える苦痛」

心理的苦痛	冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
	仲間はずれ、集団による無視をされる
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
	金品をたかられる
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
その他	

【参考資料3】

別紙のとおり（1枚もの表裏 表：「正確な認知」 裏：「いじめと犯罪」）

【メモ】

いじめの対応は、正確な認知から

法律によるいじめの定義

法律の成立前

加害側の行為の継続性や意図、与える影響の大きさなどによりいじめと判断



法律の成立後

被害側が、「嫌な思い」「苦痛」を感じていけばいじめと判断
(被害側の立場で判断・結果責任)



いじめ防止対策推進法 第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



<いじめ防止対策推進法制定の目的>



子どもたちの中で起きる些細な出来事が
予期せぬ方向に推移して重大な事態に至ることを防ぐ

重要なこと

被害性に注目して
いじめを認知する

正確ないじめ認知の考え方

法律の定義では、「力の差」「継続性」「一方的」「意図的」「深刻」等の要素は全く含まれていません。
ふざけ合いやよくあるトラブルなどと安易に判断せず、見逃すことがないようにしましょう。

<間違った理解の例>

✕ 一方的ではないのでいじめではない

✕ 友達同士だからいじめではない

✕ 一回限りのトラブルだからいじめではない

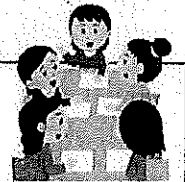
✕ こんな些細なトラブルだからいじめではない

法律上のいじめを正しく理解し、正確に認知することが大切です。

いじめの問題への対応

未然防止に向けて

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる
- 子供がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら活動できる集団をつくる など



早期発見に向けて

- 子供の声に耳を傾ける
- 子供の行動を注視する など



解消に向けて

- いじめられている子供や保護者の立場に立って対応する
- 単に謝罪をもって安易に解消と判断しない など



□ いじめと犯罪

(1) いじめの態様と刑法

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもあります。いじめの態様が、犯罪に該当する可能性がある法律を下表のようにまとめてみました。児童生徒には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させ、犯罪を犯さないようにしっかり指導することが必要です。

いじめの態様	関係する刑法の罪名と条文
脅し文句	刑法222条(脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	刑法223条(強要) 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した。
	刑法176条(強制わいせつ) (注1 親告罪) 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつ行為をした。
冷やかしかからかい パソコンや携帯電話による誹謗中傷	刑法230条(名誉毀損) (注1 親告罪) 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した。
	刑法231条(侮辱) (注1 親告罪) 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	刑法235条(窃盗) 他人の財物を窃取した。
	刑法261条(器物損壊等) (注1 親告罪) 他人の物を損壊した、傷害した。
金品をたかられる	刑法236条(強盗) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。
	刑法249条(恐喝) 人を恐喝して財物を交付させた。
ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	刑法204条(傷害) 人の身体を傷害した。
	刑法205条(傷害致死) 身体を傷害し、よって人を死亡させた。
	刑法208条(暴行) 暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかった。
その他	刑法130条(住居侵入等) 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった。
	刑法202条(自殺関与) 人を教唆(飛び降りろなどと言う)して自殺を促した。
	刑法 41条(責任年齢) 14歳に満たない者の行為は、罰しない。

(注1) 親告罪…被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

1. 道教委から「いじめに関わるアンケート」より 6月実施

質問1 「あなたは、ことし4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか。

● ある 7.6% (5人) いずれも1年生

内訳 (複数回答あり)

- ・冷やかしやからかい 2名
- ・仲間はずれや無視をされる 2名
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかたりする 2名

→ 学年部で生徒へ聞き取りを行い、随時対応している。結果、いじめとして認知するような事例はなかった。

質問2 「あなたは、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いますか」

昨年度 ● そう思う 6月 77.1% 11月 70.9%

● そう思わない 6月 5.4% 11月 2.1%

● 分からない 6月 17.3% 11月 26.8%

今年度 ● そう思う 6月 78.8%

● そう思わない 6月 0.3%

● 分からない 6月 14.4%

→ いじめはどんな理由があっても許されないという認識で指導をしていく。

2. 不登校生徒について

3年生～1名 (2年次4月より)

登校時は、必ず母が付き添う。登校できた日は、心の相談員や担任・副担と過ごすことが多い。部活動時に登校することも多い (文化部在籍)

2年生～1名 (1年次5月より)

7月までの欠席数28日。朝は来られないことが多いが、電話をかけてなるべく午前中のうちに登校を促している状況。遅刻で登校している状況。

1年生～1名 (6月以降)

不登校気味になっている。登校渋りが見られ、何とか登校するものの2時間目終了後、給食後など早退する日が増えた。夏休み明けも一度も学級で学習していない。現在は、9時くらいから昼まで父親と学校に来て別室で夏休みの宿題に取り組んでいる。

3. 学校における生徒指導上の問題行動について

- (1) 人間関係トラブル
- (2) 異性関係トラブル
- (3) 不要物持ち込みみついて (スマホ)
- (4) ネットトラブル

- ・6月以降、夏休み前までトラブルが相次いだ。主に女子の人間関係のトラブルが多く、全体的に幼さが目立つが一つ一つ丁寧聞き取りながら対応した。8月に入ってから、落ち着いたように感じる。
- ・ネットトラブルに関しては、保護者から警察へ一報を入れていただくなどの対応もあった。身近な問題であることを継続して指導していく必要がある。夏休み中のトラブルについての報告はなし。

1 がっきのがっこうせいかつアンケート 1・2ねんせい

()ねん()くみ()ばん なまえ()

○4がつから7がつまで、つぎのようなことを、このがっこうのだれかにされたり、このがっこうのだれかにしたりしましたか。いちばんよくあてはまるところに○をつけてください。

① なかまはずれにされたり、わるぐちをいわれたりした。

ア ない イ ある

② だれかにたたかれたり、けられたりした。

ア ない イ ある

③ だれかにじぶんのものをかくされたり、こわされたりした。

ア ない イ ある

④ じぶんのものにらくがきをされたり、わるぐちをかいたてがみをまわされたりした。

ア ない イ ある

⑤ せんせいにはなしたいことがある。

ア ない イ ある

がっ き がっこうせいかつ
1 学期の学校生活アンケート

3 ~ 6 年生

() 年 () 組 () 番 名前 ()

○4月から7月まで、つぎのようなことを、この学校のだれかにされたり、この学校のだれかにしたりしましたか。一番よくあてはまるところに○をつけてください。

① なかま外れはずにされたり、悪口わるぐちを言われたりした。

ア ない イ ある

②だれかにたたかれたり、けられたりした。

ア ない イ ある

② だれかに自分じぶんのものをかくされたり、こわされたりした。

ア ない イ ある

④自分じぶんのものにらくがきをされたり、悪口わるぐちをかいた手紙てがみをまわされたりした。

ア ない イ ある

⑤先生せんせいに話はなしたいことがある。

ア ない イ ある

子どもの変化チェックリスト【保護者用】

年 組 番 児童氏名 ()

最近のお子さんの様子の変化で、下記の項目に該当するものがあれば、空欄に○を記入して下さい。

1	朝、起きられない。布団からなかなか出てこない。	
2	朝、頭痛や発熱等を訴える。	
3	昼夜逆転した生活をしている。	
4	朝、トイレや部屋から出てこない。	
5	昼ごろから元気になる。	
6	下校後、ぐったりしている。	
7	帰宅が急に早くなった。	
8	急に落ち着きがなくなった。	
9	不審電話などがかかってくる。	
10	家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりする。	
11	学校を休みたがる。	
12	日記等に悩みなどを書く。	
13	学校や友達のことを話さなくなる。	
14	食欲がなくなったり、だまって食べたりするようになる。	
15	擦り傷、あざをつくって帰宅する。	
16	いじめの被害等を話題にする。	
17	休日や夏休み、冬休み中は体調不良等の症状が出ない。	
18	先生が嫌いだと言う。	
19	自分の部屋、家に閉じこもりがちになる。	
20	表情が暗く、家族との会話も少なくなった。	
21	友達がいけないという。	
22	友達に笑われたりからかわれたり、意地悪されたと言う。	
23	友達を避けるようになる。	
24	小心、内気、心配性である。	
25	勉強がわからないと言う。	
26	ほかの欠席者を話題にする。	
27	明るさが次第になくなる。	
28	自分の欠点を強く気にする。	
29	転校したい、生まれ変わりたいと言う。	
30	メールやオンラインゲームのやりとりが増えた。	
31	携帯電話やメールの着信音におびえる。	

32	寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。	
33	学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。	
34	教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。	
35	服が汚れていたり、破れたりしている。	

	1～35で特に該当する項目はありません。	
--	----------------------	--

※ご協力、ありがとうございます。気になることがありましたら、担任まで連絡をお願いします。
 ※このチェックリストは8月25日（火）までに提出をお願いします。個人情報のため、封をしてください。

いじめ早期発見チェックリスト【教師用】 年 組 担任名

時系列	項目	児童生徒を観るポイント	児童生徒氏名
登校から 朝の会	1	遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	2	朝の健康観察の返事に元気がない。	
教科等 の時間	3	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。	
	5	授業での発言をひやかされたり、無視されたりしている。	
	6	グループにする時、机を離されたり、避けられたりする。	
休み 時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた。	
	8	遊んでいる時も、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	9	遊び仲間が変わった。	
給食 時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや、不平等な配膳をされる。	
	11	重い物や汚れた物を持たされることが多い。	
清掃 時間	12	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
	13	責任を押し付けられたり言及されたりすることが多い。	
帰りの会 から下校	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。	
	15	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
少年団や 習い事	16	急に少年団や習い事をやめたいと言いつ出す。	
	17	グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。	
学校 生活 全般	18	本意ではない係や委員に無理やり選出される。	
	19	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	20	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。	
	21	持ち物がなくなったり、壊されたりすることがある。	